

地方自治法と広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）の比較表

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）
<p>第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにならなければならない。</p>	
<p>2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。</p>	<p>（申請等）</p> <p>第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けたひろしまLMOは、申請書及び規約等その他規則で定める書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。</p>	<p>（ひろしまLMOの指定要件）</p> <p>第3条 法第260条の49第2項第1号に規定する条例で定める活動は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域住民の生活支援に資する活動 (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動 (3) 地域住民の交流促進に資する活動 (4) 地域住民の生涯学習に資する活動 (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動 (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 (8) 地域の防災又は減災に資する活動 (9) 地域の防犯に資する活動 (10) 地域の交通安全に資する活動 (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 (12) 地域の魅力の向上に資する活動 (13) 地域課題等の把握に資する活動 (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動 (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 (16) その他市長が必要と認める活動
<p>二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。</p>	<p>2 法第260条の49第2項第2号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定されていること。 (2) 代表者その他の役員が、団体の構成員の意思に基づき選任されていること。 (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性が確保されていること。 (4) 活動の計画及び実施の状況が公表されていること。 (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの（第5条第1項において「規約等」という。）に定められていること。

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）
<p>三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。</p>	
<p>四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。</p>	<p>3 法第260条の4第2項第4号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）等の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 特定の団体の構成員が役員半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) まちづくりに関する中長期的な計画を定め、当該計画に基づき団体の運営及び活動を行うこと。</p> <p>(5) 共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。</p> <p>(6) 次に掲げる活動を行わないこと。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又は暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる活動</p> <p>オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動</p>

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）
<p>3 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(ひろしまLMOに対する支援) 第4条 市長は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。</p>
<p>4 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。</p>	
<p>5 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>6 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。</p>	
<p>7 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。</p>	
<p>8 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p>	
<p>9 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。</p>	
<p>10 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。</p>	

地方自治法	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）
<p>11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。</p>	